

農業資材審議会農薬分科会農薬蜜蜂影響評価部会（第18回）議事要旨

1 開催日時及び場所

日時：令和7年9月10日（水） 13:30～16:40

場所：農林水産省消費・安全局第1会議室（WEB 会議形式の併用による開催）

2 出席委員（敬称略）

五箇公一、山本幸洋（部会長）、中村純、永井孝志、横井智之、
並木小百合（専門参考人※）、與語靖洋（専門参考人※）

※議題（1）のフェナザキン並びに（2）のシハロホップブチル、チアメトキサム及びトルクロホスメチルに参加

3 議事要旨

（1）農薬取締法（昭和23年法律第82号）第3条第1項の農薬の登録に係る令和元年農林水産省告示第480号（農薬取締法第四条第一項第五号に掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める件）第3号に掲げる蜜蜂の蜂群への影響その他農薬の蜜蜂への影響評価に関する事項について【非公開】

① ジャパミリルアは、ミツバチに対して安全であることが明らかな場合に該当すると整理できることから、申請された使用方法に基づき使用される限りにおいて、ミツバチの群の維持に支障を及ぼすおそれはないと考えられることが了承された。

② フェナザキンのミツバチへの影響評価に用いる毒性指標を次表の値とすることについて、了承された。

生育段階	毒性試験の種類	毒性指標値	
成虫	単回接触毒性	48 h LD ₅₀	1.2 µg ai/bee
	単回経口毒性	48 h LD ₅₀	4.2 µg ai/bee
	反復経口毒性	10 d LDD ₅₀	0.87 µg ai/bee/day
幼虫	経口毒性	72 h LD ₅₀	0.34 µg ai/bee

また、予測式を用いて算定した推定暴露量と上記毒性指標値をもとに評価（第1段階評価）した結果及び蜂群への影響評価（第2段階評価）の結果、申請された使用方法に基づき使用される限りにおいて、ミツバチの群の維持に支障を及ぼすおそれはないと考えられることが了承された。

（2）農薬取締法（昭和23年法律第82号）第8条第1項の農薬の登録に係る令和元年農林水産省告示第480号（農薬取締法第四条第一項第五号に掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める件）第3号に掲げる蜜蜂の蜂群への影響その他農薬の蜜蜂への影響評価に関する事項について【非公開】

① シハロホップブチルのミツバチへの影響評価に用いる毒性指標を次表の値とすることについて、了承された。

生育段階	毒性試験の種類	毒性指標値	
成虫	単回接触毒性	48 h LD ₅₀	100 µg ai/bee
	単回経口毒性	48 h LD ₅₀	100 µg ai/bee
幼虫	経口毒性	120 h LDD ₅₀	5.5 µg ai/bee/day

また、予測式を用いて算定した推定暴露量と上記毒性指標値をもとに評価した結果、申請された使用方法に基づき使用される限りにおいて、ミツバチの群の維持に支障を及ぼすおそれはないと考えられることが了承された。

- ② チアメトキサムの蜂群への影響評価に関する審議を行い、継続審議となった。
- ③ トルクロホスメチルのミツバチへの影響評価に用いる毒性指標を次表の値とすることについて、了承された。

生育段階	毒性試験の種類	毒性指標値	
成虫	単回接触毒性	48 h LD ₅₀	1000 µg ai/bee
	単回経口毒性	48 h LD ₅₀	260 µg ai/bee
	反復経口毒性	10 d LDD ₅₀	9.5 µg ai/bee/day
幼虫	経口毒性	120 h LDD ₅₀	42 µg ai/bee/day

また、暴露量の推計に関する審議を行い、継続審議となった。

- ④ ブロモブチド、ホセチル、MCPB エチル（別名 MCPB）及び S-メトラクロールの各成分のミツバチへの影響評価に用いる毒性指標を次表の値とすることについて、了承された。

	生育段階	毒性試験の種類	毒性指標値	
ブロモブチド	成虫	単回接触毒性	48 h LD ₅₀	100 µg ai/bee
		単回経口毒性	48 h LD ₅₀	60 µg ai/bee
ホセチル	成虫	単回接触毒性	48 h LD ₅₀	1000 µg ai/bee
		単回経口毒性	48 h LD ₅₀	710 µg ai/bee
MCPB エチル	成虫	単回接触毒性	48 h LD ₅₀	91 µg ai/bee
		単回経口毒性	48 h LD ₅₀	19 µg ai/bee
S-メトラクロール	成虫	単回接触毒性	48 h LD ₅₀	200 µg ai/bee
		単回経口毒性	48 h LD ₅₀	71 µg ai/bee
	幼虫	経口毒性	120 h LDD ₅₀	12 µg ai/bee/day

また、これらの成分は、いずれも、昆虫成長制御剤に該当せず、毒性試験の結果（LD₅₀ 値又は LDD₅₀ 値）が 11 µg/bee 以上の確定値又は超値であることから、リスク評価を行う対象とはしないことが了承され、申請された使用方法に基づき使用される限りにおいて、ミツバチの群の維持に支障を及ぼすおそれはないと考えられることが了承された。

(3) その他【非公開】

スピロピジオン、「L-グルタミン酸、L-フェニルアラニン、L-プロリン及び L-リシン」、アラクロール、プロピネブ及びベンゾビシクロンの各成分の蜜蜂影響評価書（案）に対する意見募集の結果について（案）の「意見に対する考え方」について、了承された。

(以上)